（昭和九年十二月分）

小作爭議調査表

No. 135

（月報番號第一三七號）

項目	内容
場所	三井郡太刀洗村大字山隈
關係人員	地主 上滝正衛 小作人 中野久太郎
地主關係團体	北野町地主組合
原因	小作人は十数年前より該地を小作し居りたるが地主は之が賣却を計画したるを以て小作人は四千円にて讓受けんとしたる処地主は四千五百円を主張し妥協成立せず、然も地主は無断にて畑地四反歩を他に賣却したるに付小作人は残部の賣渡方を交渉したるも依然四千円以上を主張し讓らざるに因る。
要求事項	土地讓受要求
經過	八月七日 福岡地方裁判所久留米支部に調停方申請 小作人は地主の土地管理人なりし関係上地主との間に種々金銭上の貸借関係あり、小作人の計算に依れば前記土地は無償にて小作人が取り得ることを主張し居り、地主は小作人が小作料を支払はず又金銭の借與へたる関係より土地を高価に賣却せざれば採算立たずと主張し讓らず。 太刀洗村長は地主小作人抗争の不利を説き熱心調停の結果十二月二日漸く左記條件にて解決せり。
發生	昭和九年八月七日
終熄	昭和〃年十二月二日
關係地種類面積	田 九畝五歩 畑 一町七反四畝二十歩 山林 四反四畝二十九歩 原野 一反七畝二歩
小作人關係團体	全農福佐本部

財團法人協調會福岡出張所

結果	備考
一、小作料は地主四割六分、小作人五割四分の刈分とする事。 二、小作料は一月二十日迄に納入のこと。 三、両者の協定は鎌入前十日迄に書面を以て通知し共同検見を為すこと	